

曹魏文・明帝期の政界と名族層の動向

——陳羣・司馬懿を中心に——

佐藤達郎

序

一 陳羣の立場

(一) 陳羣を巡る人的關係

(二) 陳羣における「人才主義」とその評價

二 鮑勛の疑獄事件を巡って

三 明帝の獨裁政治と親族重用策への傾斜

四 司馬懿の擡頭

結語

序

黄初元年（二二〇）、漢の獻帝は魏の文帝曹丕に禪讓し、ここに漢帝國は滅び、曹魏王朝が成立する。これをもって古代的世界の終焉とし、中世貴族制社會の成立とみるか、あるいは以後も君主權・君臣關係の強化が行われ、依然古代的世界が續くと見るかについて、かつてわが國では一九五〇～六〇年代に活潑な論争が行われた。そして、その際の重要な焦點の一つは、皇帝と名族層との關係に集約することができる。すなわち前者の觀點に立つ宇都宮清吉・川勝義雄諸氏は皇帝

權に對する名族層の自律的・優越的地位を、後者の五井直弘・矢野主税・越智重明諸氏は彼らの從屬的地位を強調した。⁽¹⁾しかし、こと政治過程についてみたとき、いずれの説にあつても魏王朝成立の初期、曹操時代に専ら分析の目が當てられ、その後の政權の構造、性格の變化に注意の拂われていなかった憾みがある。

これに對し、近年、葭森健介・伊藤敏雄兩氏は曹爽政權の分析を行い、政權に反發する後漢以來の「地方名族」の勢力が司馬懿のクーデターを支持し、魏晉革命をもたらした、とする。⁽²⁾曹爽政權、およびそれに對する嘉平元年のクーデターが司馬氏と「地方名族」の權力把握の重要な契機となつたことは疑いえないにしても、それに至る過程、ことに文・明帝時代については、わずかに伊藤氏によつて當時の政界が「後漢末の名族や名士など」によつて占められつゝあつたことが指摘されるのみで、詳しい言及はない。しかし、それなら何故彼らが政界でそのような勢力を持つに至つたか、また彼らと皇帝との關係はいかなるものであつたかが問題とならう。かくして、從來わが國で餘り關心を向けられなかつた文・明帝時代に私は注目したい。

一方、中國ではまず明帝時代の政治について比較的詳しく言及したものに楊耀坤氏の論考がある。⁽³⁾氏によれば明帝時代までの魏の政治は良好であつて司馬氏の篡奪の原因はこの時期の「政治の腐敗」にあるのではなく、後の曹爽政權による「世家大族」の利益に反した進歩的政策の故であつたとする。曹爽政權の評價については右の伊藤氏と同じといえるが、それだけに同様に「世家大族」が何故どのようにに政界での勢力を獲得したか、が問われねばならない。氏も言及しているように明帝時代にはすでに司馬懿は不臣の色を見せ始めており、この時期に篡奪の兆しは現れていたと考えられるのである。

次に當該時代の政治に多少なりとも言及しているものとして注目すべきは萬繩楠氏の論考である。⁽⁴⁾氏は、魏の政界内における二大勢力として、曹氏と地縁關係で結ばれた新官僚地主集團「譙沛集團」と、清流士大夫を母體とする後漢以來の世族地主集團「汝潁集團」を設定し、魏の政治史を前者と後者の對立、文帝の嗣立を契機とする前者から後者への權力移

行過程において捉える。このような觀點に立てば、初期の曹操時代に後者が抑壓され強力な君主權の打ち立てられたことと、文帝時代以降に名族の擡頭を見たこととは整合的に理解される。曹操の時代と文帝以降の時代との間でいけば政權の擔い手と性格の變わっている點を明らかにしたことが評價される。

にもかかわらず、なお残された問題がある。先ず、氏においても、分析は文帝時代の初期及び後の曹爽時代に絞られ、その間に具體的にどのような動きがあったかについては述べられていない點。それと関連し、この期間は司馬懿が擡頭し權力の座への地歩固めをした時期と考えられるが、その過程が不明なこと。などである。

ところで、魏文・明帝期の政治體制に注目すると、司馬懿とならび、九品官人法で有名な陳羣が録尚書事として政界に重きをなしている事實に氣がつく。彼の吏部尚書より尚書令、録尚書事として政界のトップに君臨していた時期は、ほぼ文・明帝の治世と重なる。そして、彼は後漢の清流士大夫の宗として名高い陳寔の孫であり、この時期における彼の執政が、右のような名族の擡頭及び司馬懿の擡頭、さらにはそれと魏晉革命との關係を考える上での一つの鍵となっている事が豫想される。

本稿では、この陳羣を手がかりとして、彼がいかなる人物であったか、彼の當時の政界における位置をいかに理解するか、についての検討・確認を行い、續いてそこから司馬懿がどのようにに政界での基盤を固めていくかを考察する。その際、その彼らと曹氏との政治上の關係がいかに變遷していくかが、併せて考察されるであらう。

一 陳羣の立場

文・明帝時代の政治を通觀したとき、そこに九品官人法の建議者として有名な陳羣が中心的人物として重きをなしていることが分かる。彼は文帝の太子時代には「四友」の一人として帝の信頼を受け、即位後には吏部尚書より尚書左僕射、尚書令、ついで文帝の没時には録尚書事としてつぎの明帝の補佐に當っており政界の頂點に位置していたのみならず、

九品官人法の制定に端的に現れるように政策の立案にも大きな影響力をもっていた。本章では一節で彼を巡る人的關係を明らかにし、二節で彼における政治思想と魏帝との關係を検討することによって、そのような彼によって主導された當時の政界情勢を考えるための一助としたい。

(一) 陳羣を巡る人的關係

陳羣とその父祖・彼等をめぐる人物については既に狩野直禎氏の研究があり、ある程度詳しく述べられている。⁽⁵⁾以下、氏の論述と重複する部分もある(表一に*印で示した)が、なお氏によって言及されなかった人物もあり、ここであらためて彼らとの關係の認められる人物について見てみたい。

先ず、彼の祖父・陳寔について。彼の傳は後漢書列傳第五十二にある。自身は「寒微より出で」、縣長までしかなくていないが、天下の名士と廣い交流を持っており、その葬儀には三萬人の人が會したという人物であった。寔の子、紀・諡もまた高名の士であった。後漢書陳寔傳によれば紀は「後進の士、皆其の風を推慕す」といい、弟の諡も「紀と德を齊しうし行いを同じうし、父子並びに高名を著し、時に三君と號す」という。三國志陳羣傳では「祖父寔、父紀、叔父諡、皆盛名あり」と記す。いま、彼等との關係が認められる人物を史料から拾い出してみよう。

表一がその結果である。第一に見て取れるのは、黨人との關係の密接に見られることである。(陳寔自身も黨錮に遭っている。)更に、その他にも、孔融・邴原・管寧・王烈のように高名の士の少なくないことである。第二にはその本貫地が地元潁川はもとより廣く全國にわたっていることである。彼らの多くは、陳寔の學塾の門生であった。

さて、陳羣は紀の子である。彼について第一に指摘すべきは同郷の潁川荀氏との、祖父以來の關係である。表一で見たように、荀淑は陳寔の友人、淑の子・爽は寔の門生であった。荀或は淑の孫であり、その彼によって陳羣は曹操に薦められている。また、羣の妻は或の娘である。

表一 陳寔・紀・誥との關係が認められる者

(*印は狩野論文と重複)

人名	本貫	備考	主な出典
李膺*	潁川	黨人の領袖。陳寔・荀淑を師友とす。	後漢書本傳
鍾皓*	潁川	陳寔を友とす。李膺と姻戚。荀淑と共に「士大夫の歸慕する所なり」。	後漢書本傳
荀淑*	潁川	李固・李膺ら皆之を師宗とす。陳寔等と共に韓韶の碑を建つ。	後漢書本傳・韓韶傳
荀爽*	潁川	淑の子。李膺らと共に陳寔に師事。黨人。	魏志王列傳注引先賢行狀
杜密*	潁川	同左。黨人、「八俊」の一人。鄭玄を學に就ける。	後漢書韓融傳
韓韶*	潁川	陳寔・李膺・荀淑・杜密ら爲に碑を建つ。陳寔・荀淑・鍾皓と共に「潁川四長」と呼ばれる。	同右
韓融	潁川	韶の子。李膺・荀爽等と共に陳寔に師事。	魏志王列傳注引先賢行狀
賈彪	潁川	李膺・荀爽・韓融等と共に陳寔に師事。	同右
華歆	平原	郗原・管寧と相い友たり、共に異國に遊學し並びに陳寔を敬善す。原・寧と共に三龍と稱せらる。	魏志管寧傳
管寧	北海	同右。	同右
郗原	北海	同右。「士大夫」の宗として高名。鄭玄と共に孔融に推舉される。	同右、及び本傳注引原別傳
王烈	平原	少くして陳寔に事え二子を友とす。時に於いて名は郗原・管寧の右にあり。	魏志王烈傳注引先賢行狀
孔融*	魯國	先に陳紀と友たり、後に陳羣と交わる。羣、これに由りて名を顯す。	魏志陳羣傳
許靖	汝南	陳紀に兄事す。袁渙・華歆・王朗らと親善たり。兄の劭は「月旦評」で有名。	蜀志本傳
黃瓊*	江夏	陳寔を辟す。梁冀と對立。	後漢書寔傳・瓊傳
寶武*	扶風	陳寔を辟す。	後漢書寔傳

次に、孔融との關係が注目される。陳羣傳に「(孔融)年は紀・羣の間にあり、先に紀と友たり、後に羣と交わり、更めて紀が爲に拜す、是に由りて名を著す」とあり、これは父・紀のもとに出入りしていた名士たちと羣との接觸・交流の有った一例と言えよう。狩野氏は陳羣の生年を西曆一七〇年前後と推定される。一方陳寔の没したのは一八六年であるから、その時羣は十六歳程度である。下野し郷里にあって私塾を開いていた晩年の陳寔のもとに集った名士たちと羣との間に接觸のあった事は十分に考えられる。それをおぼろげながら傍證する話がある。魏・明帝即位のはじめ、太射華歆は位を高士・管寧に譲ろうとしたが、そのとき羣と共に管寧を稱揚し薦めたのが陳羣であった。表一で見たように寧は曾て陳寔に師事している。このとき陳羣との間にもなんらかの交わりの有ったことが推測されるのである。

華歆は平原の人である。陳羣は彼を「常に歎じ」、「華公の若きは通にして泰ならず清にして介ならざる者なり」と言つたといひ(歆傳注引華嶠譜序)、羣と親交のあつたらしい事が知れる。邴原・管寧とともに全國に遊學し、潁川に在つては「並びに陳仲弓(寔)を敬善す」とあり、彼らと共に陳寔の學塾にて學んだらしい。とすればやはり陳羣との交流もこの時期に溯るかもしれない。漢末、何進の輔政時には鄭泰・荀攸等と共に徴せられた。のち董卓が政權を握ったときには、この二人をはじめとする數人の同志と行動を共にしている。ところで、この荀攸——或の從子である——とよしみがあつたのが著名な書道家であり魏初華歆・王朗と並び三公の位にあつた鍾繇であり、陳羣・荀氏と同郷の潁川の人である。しかも彼の曾祖父の皓は表一にあるように陳寔の友人であり、並びに寔と誼みのあつた清流派の領袖・李膺とは姻戚關係にあつた。鍾繇と陳羣との直接の關係は明らかでない。しかしかくみれば、繇と羣とのつながりを認めることもあながち不當ではあるまい。これは後にもふれるであらう。

表一の下端にある許靖は、「汝南月旦評」で知られる許劭の從兄である。蜀に仕えた後も、華歆や王朗、陳羣らと書を交わし「舊好を申陳し、情義款ろに至」つたという。(蜀志本傳)

陳羣について以上見たところより次のことが言える。すなわち、祖父の寔や父の紀より引き繼いだ清流派名士及びそれ

と關係の有る人物との交流が、彼にあっては依然強く認められることである。「清流の雅望有り」という陳羣傳の評語、「天下の聲教を以て己が任と爲す」⁽⁶⁾という武陔の言葉（魏志陳泰傳）はそのような陳羣の立場を示すものに他ならない。

文帝時代は、萬氏・伊藤氏の指摘のように後漢末以來の名族層の地位上昇の見られた時期であった。

黃初中、儒雅並びに進めらる、而るに（楊）沛もと事能を以て用いらるれば遂に議郎を以て里巷に冗散す。（魏志卷十五賈逵傳注引魏略）

この話はそういった當時の政界情勢の變化をよく表している。曹操時代の「事能」||才一邊倒の用人より、才のみでなく「儒雅」なる徳も要求されるようになったのである。そしてそのような變化は右のような、曹操時代に抑制されていた名族層の擡頭と揆を一にする。そういった變化を齎した彼らの擡頭とは具體的には文帝の支持者の多くが即位後尙書に就くという形で起こった⁽⁷⁾。實に尙書こそは魏晉以後の政治の中心であった⁽⁸⁾。その尙書に自らの支持者を配置することにより文帝は宗室における地位の不安定を補おうとしたのであろう。一方、その支持者たちも文帝の信任をバックとしつつ政治の中心を占めることによって政界に確たる地歩を築いたのである。そして、文帝の支持者に名族の多かったこと、萬氏の指摘の通りである。

因に、人事を司る吏部尙書に文帝時代就任した者を見ると、恒階・陳羣・陳矯・衛臻の四人が確認され、その内矯の他の三人は文帝を支持したと見られる。恒階は長沙の人、父の勝は尙書となり「名を南方に著し」という。陳羣は先述のように清流派の流れを汲む者であり、陳矯はその陳羣に薦められた。衛臻の父・茲は「大節あり」、黨人の郭泰に認められている。彼らによって行われた人事が「儒雅並進」といわれるような用人の變化を齎したとも或いは考えられる。

陳羣が尙書のトップとして政界の頂點にあったのは、まさにこのような時期であった。後漢末以來の名族層の地位上昇が見られた當時、その中で「清流の雅望」に支えられた彼によってこの時期の政治は主導されたのである。

陳羣がこのような人物であったこと、及びその當時の政界内での地位が右のようなものであったことは、自ずとその獻

策になる九品官人法の性格の理解にも影を落とすはずである。史料の少ない成立當初のこの制度の意圖をどのように理解するかについては様々な見解があるが、本節で見た陳羣の立場、及び當時の政界動向を併せ考えるなら、私は堀敏一氏の(9)ようにそれを「上流士人」の輿論に基づく人材登用に制度化したものとする見方に賛成したい。

ところで、ここで初期の九品官人法が徳とともに才を重んじたという事實にも注意しなければならない。(10)周知のように曹操は人物登用に當たつて德行より才能を重視したが、そういった魏初にみられる才能重視の人材登用——神矢氏の語に従い「人才主義」と呼ぶことにする——が初期の九品官人法の精神の中にも繼承されていると言われる。(11)そして、そのような九品官人法に見られる「人才主義」には建議者の陳羣の影響が見られるのである。(12)従つて、この魏初における所謂「人才主義」をいかに評價するかは、それを提唱した一人である陳羣の評價にも影響するはずである。

(二) 陳羣における「人才主義」とその評價

曹魏時代に見られる「人才主義」について、從來中國では陳寅恪・唐長孺氏らの唱えた、それを曹氏の名族抑制政策の現われであるとする見解が支配的であつたようであり、(13)ひいてはその事から魏末の「才性四本論」に於ける「才」と「性」とをめぐる論争が曹氏と司馬氏の黨派を分ける目印ともされた。又、日本でも越智重明氏のようにそれを「曹氏の一方的支配權力の強化」の現われとして捉える見方が少なからぬ影響力を持つていたように思われる。(14)しかし、私はこういった見方を全く否定するわけではないが、そこに些かの疑問を抱くものである。

まず、陳氏・唐氏らの「名族抑制策」について。確かに曹操が「名族」「東漢士大夫階級」の打破に努めようとしたことは事實であらう。しかし、曹操の四度の「才」重視の令をみるに、德行の有無に拘らざれ、との旨は見えても、そこに直ちに名族抑制の思想を看取することはできないのである。(15)さらに、こういった「人才主義」を提唱した人物に陳羣の他崔琰・荀彧といった人々がいるが、(16)彼らはいずれも「名族」の中心的人物であり、しかも崔琰や荀彧自身、曹操の名族抑

制策によって死を賜っている⁽¹⁷⁾。とすればそのような彼らの提唱した「人才主義」が名族抑制の意圖を持っていたというのはやや矛盾するのではないか。

次に、越智氏のように「人才主義」及びそれを唱えた陳羣を「曹氏の一方的支配権力の強化」という方向で捉える見解について。確かに「人才主義」、それを提唱した陳羣が國家の支配體制強化を指向したという面は認めるべきであろう。そのような彼の側面は後の景初年間における、彼が參與した魏律の編纂にも現れている⁽¹⁸⁾。

しかし、彼のそういった側面を以て「曹氏の一方的支配権力の強化」と捉えたとき次のような疑問が生じる。即ち先述のように彼は當時の政界の中心人物であったが、その彼が「曹氏の一方的支配権力の強化」に努めたとすれば、何故曹氏の支配は轉覆せざるを得なかったのか、ということである。或いはその陳羣の死によって「曹氏の支配権力」が揺らいだと解することもできようが、後に述べるように既に彼の存命中より司馬懿の篡奪の兆しは見えていたのであり、しかも、後述のように陳羣と司馬懿との間には密接な關係があったと見られる。彼らと曹氏との間にはある溝が存在したと考えられる。それは後の記述によって逐次明らかにしていきたいが、「人才主義」との関連で言えば、次のような點が指摘される。

後に述べる鮑勛の事件の際、陳羣・司馬懿に薦められた鮑勛が御史中丞となるや百寮の綱紀は大いに引き締まったとい、このような彼こそは法の正常な運営を支えた存在であったと言える。その彼を文帝は「法を枉げて」（魏志二十四高柔傳）誅さんとしたのである。また、陳羣に薦められた陳矯は、曹操がその「才量」を認めた人物であったが（魏志陳矯傳注引魏氏春秋）、その彼と明帝との間に次のような話がある。

車駕嘗て卒かに尙書の門に至る、矯跪きて帝に問いて曰く、陛下何くにか之かんと欲す、と。帝曰く、文書を案行せんと欲するのみ、と。矯曰く、此、臣の職なる自りは、陛下の宜しく望むべき所にあらず……と。（魏志卷二十二陳矯傳）

ここにも、「才量」ある陳矯の制度の正常な運営への指向と、帝との反目が現れていよう。一方の明帝には次のような話がある。

俄かにして鎮北將軍呂昭又冀州を領す、(杜恕)乃ち上疏して曰く……陛下又冀州を以て呂昭を寵秩す。冀州は……國家の徵求の府なり、誠に當に復た任ずるに兵事を以てすべからざる也、……然も昭は人才に於いて尙お復た易し、……此を以て之を推すに、國家は人を以て官を擇び、官が爲には人を擇ばざるを知る也、……(魏志卷十六杜恕傳)

呂昭は恩倖的人物と見られる。明帝時代、「人才主義」が正常に機能せず帝の私的な恩寵によって曲げられつつあった様子がここから窺われよう。神矢法子氏の言われるように、そこに「健全な人才主義」が働いていたとは必ずしも考えられないのである。寧ろ「健全な人才主義」を推進したのは陳羣・盧毓・劉劭と言った人々であって、彼らと右のような姿勢を見せる明帝とは後に述べるような「乖離」があったと考えられる。

このように、陳羣等の「人才主義」の指向する方向——端的に言えば國制の基幹たる官僚制度・法制の整備という方向であり、それは又後の泰始律令の成立に繋がるものである——と文・明帝との間には隔たりがあったと見られるのであり、それを「曹氏の一方的支配權力の強化」を支えたものと見るにはやや抵抗を感じるのである。

以上、ここで私が強調したかったのは、曹魏初期に見られる「人才主義」を以て必ずしも曹氏の、後漢以來の名族層に對する一方的抑壓、乃至支配の現われと見ることはできない、ということであり、又それを唱えた一人である陳羣を「曹氏の一方的支配權力の強化」に與した人物と見なすことに對する疑義である。曹操はそのような「人才主義」を積極的に利用した。初期の九品官人法に見られる「人才主義」も、同様の意圖を持ったものであったと考えられる。それは先述の「上流士人」の輿論||鄉論の選舉制度への取り込みと揆を一にするものであったといえよう。しかしやがてそれは帝との間に乖離を來たすに至った。その嚆矢が次に述べる鮑勣の事件である。

二 鮑助の疑獄事件を巡って

鮑助の傳は魏志卷十二にある。彼は前漢末の諫臣・鮑宣の九世の孫であり、その家は「世々儒雅を以て顯れ」という。祖父の丹は「少くして大節あり」、後漢末、大將軍何進の辟を受けている。父の信は董卓討伐のためはじめ袁紹に、續いて曹操に協力し、戦死している。このような家と父祖をもつ助は自身「清白にして高節あり、世に名を知らる」という人物であった。直言不撓なるを以て早より文帝の悦ばざる所であったといい、既に兩者の不和は兆していた。疑獄事件に至る経過は次の通りである。

黃初四年、陳羣と司馬懿は助を宮正（御史中丞）に擧げる。文帝は「やむを得ず」これを用いた。「百寮嚴憚し肅然とせざるは罔し」とある。六年、文帝の征吳策を面諫して帝の意を失し、治書執法（御史中丞の次官、奏劾を掌る）に左遷される。その年の春、帝は征吳の親征より歸還する途中陳留郡に屯し、太守の孫邕は謁見した折り出でて鮑助の下へ立ち寄った。（助は行臺に従っていたのであろう）その際邕は邪行して正道に従わなかったが、助は營壘が未だできていなかったことを理由にその罪を見逃し擧劾しなかった。行軍が洛陽へ歸った後、そのことが明るみになる。詔に曰く「助、鹿を指して馬と作せり、收めて廷尉に付せ」と。廷尉は徒刑五年の判決を下し、それに對し三官（廷尉監・正・平）が駁議するに「律に據るに罰金二斤なり」と。文帝は大いに怒って言った、「助に活分なし、而るに汝等敢えて之を縱さんとするか。三官以下を收めて刺姦に付し、當に十畝をして穴を同じうせしむべし」と。鍾繇・華歆・陳羣・辛毗・衛臻・高柔等並びに上表して助がために請うたが許されず、遂に助は誅された。間もなく文帝も崩じ、「助が爲に嘆恨せざるは莫し」という。

以上がその顛末であるが、ここでまず注目されるのは鮑助を支持した者たちの顔ぶれである。即ちはじめ司馬懿と共に助を御史中丞に薦めたのが陳羣であり、のちに助の事が起こったときには陳羣は彼のために助命を請うている。このとき

彼と共に請願した者について見ると、鍾繇・華歆には先に述べたように陳羣との關係が認められ、辛毗は陳羣と同じ潁川の人で羣・杜襲・趙儼とともに「辛陳杜趙」と號せられた人物。その娘は後漢の黨人羊續の子・耽の妻であり、耽の兄弟の衡は後の晉景獻羊皇后の父である。又衡臻の父の茲は黨人郭泰に認められており、後漢清流派との繋がりが見られる。高柔は弱冠にして北海の王脩によって認められている。王脩は鄭玄の弟子であり、孔融や邴原との關係が見られる。更に、事件の發端となった孫豈は後に吏部尚書盧毓——その父は清流派士人・植である——⁽²⁰⁾によって侍中の候補に擧げられており、この二人の閒にも何らかの關係があったと思われる。このように見ると、文帝の「指鹿作馬」「令十風同穴」という怒りも理解できるのではないか。すなわち、この言葉の中には官僚階層の横の連帶、彼らが朋黨を組むことにより皇帝たる自らの目を欺くことへの文帝の強い警戒が現れているように思われる。實はこのような文帝の警戒を示す話はこの例にとどまらず、黃初三年、楊俊が譴責を受け自殺させられた事件にも見える。

當時南陽太守であつた俊をもとより善からず思つていた文帝は、南陽郡下の宛縣の令の些細な手落ちにかこつけ彼を捕らえた。その時彼の爲に助命を請うたのが司馬懿・王象・荀瑋等である。俊は人物鑑識に長け「人倫を以て自ら任」じていたが、その彼に認められたのが司馬懿であつた。又王象は元僕隸であつたがその才を認めた俊によって贖われ出世した人物である。荀瑋については詳しくは不明だが俊・懿・象等と同じ河内郡の人であり、王淩・楊俊・王象等とともに「州界の名士」と稱されている（魏志卷二十三常林傳）。さて當時散騎常侍として帝に近侍していた象は俊が死を免れないであろう事を知り、文帝に對し必死に請願する。文帝は言った、「我、楊俊の卿との本末を知る。今卿に聽わば是れ我を無みするなり、卿、寧ろ俊を無みせんや、我を無みせんや」と。（魏志卷二十三楊俊傳及び注引魏略）

これら、「指鹿作馬」「十風同穴」「是無我也」といった文帝の言葉と、曹操の次の有名な言葉との類似にも注意したい。

（建安十年）九月、令に曰く、阿黨比周は先聖の疾む所なり、聞くならく冀州の俗は父子部を異にし更ごも相い毀譽

す、と、……是れ皆白を以て黒と爲し天を欺き君を罔みする者なり……（魏志・武帝紀）

諸先輩によつてしばしば言われたこの曹操の言葉に見える彼の名族抑制思想が、右の文帝の同様の言葉の中にも流れて（21）
 いると考へ得るのである。その際抑制されるべきは陳羣を中心とする名族勢力であり、又後の例では、人を知ると名づけ（22）
 られた楊俊を中心とする河内郡の同郷者——司馬懿もその一人である——の結合であつた。

即ち、第一にここから看取できるのは鮑勛を支持した陳羣を中心とする名族層と、曹操以來の名族抑制の方針をとらうとする文帝との間に對立、乖離が生じていたことである。

第二にこの鮑勛の事件で注意したいのは文帝と鮑勛、および彼を支持した陳羣等との間に見られる政治方針の差異である。陳羣・司馬懿に薦められた鮑勛が御史中丞となるや百寮の綱紀は大いに引き締まつたといひ、このような彼こそは法の正常な運営を支えた存在であつたと言える。それは又先述の「人才主義」、それを提唱した陳羣が國家の支配體制強化を指向したという面に合致するものであつた。その彼を文帝は「法を枉げて」（魏志二十四高柔傳）誅さんとしたのである。

第三にはこの事件における司馬懿の登場が注目されるが、これは後述したい。

以上、この事件より看取されるこれらの點は、次の明帝時代になつて愈々顯著になる。それを次に見る。

三 明帝の獨裁政治と親族重用策への傾斜

明帝は獨裁型の政治を行つた天子として知られる。早くこの點について觸れた岡崎文夫氏の述べるように明帝時代になると「中書監劉放、中書令孫資の二人、帝の近親の官として次第に朝廷の政務を掌り、三公等の法制上天下の政治に任ずべきものの事權ようやく輕くなつた」（23）當時、「法制上天下の政治に任ずべきもの」の筆頭は司空錄尚書事・陳羣であつた。彼は明帝即位の初め、次のような上疏を行っている。

……夫れ臣下雷同し是非相い蔽わるは國の大患なり、若し和睦せざらば則ち讐黨あらん、讐黨あらば則ち毀譽端なし、毀譽端なからば則ち眞僞實を失わん、深く防備し以て其の源流を絶つこと有らざるべからず。(魏志二十二陳羣傳) 岡崎氏はこれを漠然と朋黨の害を説いたものとするが、恐らく實はもつとはつきりあることを指したものに違ひなく、それは次の記事と併せ見れば中書令監であらう事が推測されるのである。

時に中書監劉放・令孫資、主に信ぜられ時政を制斷し、大臣好みを交えざるはなし、而るに毗獨り與に交往せず、毗の子敞、諫めて曰く、今劉・孫事を用い衆皆影附す、大人宜しく小しく意を降し光に和し塵を同じうすべし、然らずんば必ずや謗言有らん、と。(魏志卷二十五辛毗傳)

中書は門下の官とともに尙書の奏事にチェックを入れ、それに對する意見を差しさむことができた。⁽²⁴⁾それによつて、言わば尙書の權限に干渉しえたのである。のみならず帝の側近にあつて國政に關する帝の最終判斷における顧問役となることにより、國政のあらゆる面にその影響力を及ぼしえた。例えば右の辛毗の話では、彼は尙書僕射に薦められようとしたところを放・資の反對に遭い、侍中より衛尉に出されている。このように彼らは人事においても影響力を持った。右の陳羣の上疏はそのような背景——錄尙書事として尙書を總領する羣の權限への、中書令監の干渉——に於いて理解される。先に、陳羣が「清流の雅望」に支えられ當時の漸く名族の多く占めるようになってきた政界の中での中心人物であつたことを述べた。

太和四年、(吳質)入りて侍中となる。時に司空陳羣、錄尙書事たり、帝初めて萬機に親しむ、質以えらく輔弼の大臣は安危の本なりと、帝に對し盛んに稱すらく、……陳羣は從容の士にして國相の才に非ず、重任に處りて事に親しまず、と。帝甚だ之を納め、明日切詔ありて以て羣を督責す、而るに天下以えらく司空は長文に如かずと、即ち羣が言は實無きなり(質の羣についての言は事實無根である)。(魏志二十一王粲傳附質傳注引質別傳)

このように錄尙書事陳羣は「天下」の聲望に支えられた存在であつた。しかもその下で尙書令の職にある陳矯は羣によつ

て薦められた人物である。右のような側近の重用は結果としてそういった陳羣・陳矯等の權力を規制する効果をもたらした。(先に引いた陳矯傳、帝の尙書の文書を案行せんとする話は羣・陳矯等の頭越しに尙書を直接に把握しようとする明帝の意向の現われと解することもできよう。)

こういった言わば側近政治とともに、帝の身邊を曹氏と同郷の血縁關係にある親近者、萬氏の所謂「譙沛集團」で固めようとする動きが次第に出てくる。それは、まず近侍の官である散騎常侍・侍郎に於いてよく現れている。即ち、文帝時代に比べ明帝時代になると、この官に就いたものに曹氏・夏侯氏をはじめ外戚などの曹氏と血縁關係にある者の著しく増えることが分かる(表二)。このような傾向は、文帝の即位初めの頃の次の話と比較したとき、對照的である。

(孟)康、……黃初中、郭后に於いて外屬有るを以て并せて九親の賜拜を受け、遂に轉じて散騎侍郎と爲る。是の

表二 散騎常侍・侍郎(文・明帝時代)

散騎常侍

『三國職官表』を元に若干の訂正を施して作成。※印は曹氏と血縁關係にある者

文帝時代				明帝時代			
※夏侯尚	王象	孟達	蔣濟	※卞蘭(?)	高堂隆	司馬師	繆襲
衛臻	徐宣	王淩	劉劭	孔父	※甄像	蘇林	應璩
傅異	荀瑋	裴潛	劉靖	劉放	王肅	※毛曾	郭欽(?)
				孫資	※曹肇	孫禮	王忠(?)

散騎侍郎

鄧靜	※孟康	鍾毓	※曹爽	※夏侯惠	陳泰
尹商	王肅		何曾	劉劭	※毛曾
王昶	桓範		王嘉	杜恕	※夏侯玄

時、散騎は皆高才英儒を以て其の選に充つ、而るに康獨り妃嬪に縁りて雜えて其の間に在り、故に時に皆共に之を輕んじ、號して阿九と爲す。(魏志卷十六杜恕傳注引魏略)

散騎常侍の前身は中常侍であつた。ただ後漢の宦者の害に懲りて土人を用いるようにした點が異なる。⁽²⁵⁾ 延康元年にこの官が設けられた當初、これに就きうるのは「高才英儒」であつて、漢書學者の孟康も外戚としての地位によつてこの官に就いたことを馬鹿にされたのであつた。それが、明帝時代になると一轉して帝室の血族によつて多く占められるようになるのである。しかも、後の東晉南朝時代とは違い、散騎は單なる散官ではなく當時にあっては帝の側近にあって議政に與り、又尙書の奏事をチェックしそれに駁議を加えることもできた。⁽²⁶⁾

次に宿衛の官について、特に漢代以來の禁衛の官・五校尉に於いて右の近侍の官と同様の傾向が見られる(表三)。五校尉は當時既に禁衛兵としての地位を低下させつゝあつたと言われるが、⁽²⁷⁾ 魏前期に在つてはなおその機能を持っていたと考えられる。こういった、帝の身邊を曹氏と同郷の血縁關係にある親近者、萬氏の所謂「譙沛集團」で固めようとする動きは、明帝時代における「譙沛集團」との結合の再強化という全般的な傾向の中に位置づけることができる。

まず、文帝が黃初七年に没したとき、まだ二十三歳ほどの明帝の輔佐に任ぜられたのは陳羣・司馬懿・曹眞の三人であ

表三 五校尉(文・明帝時代)

凡例は表二に同じ

屯騎校尉	步兵校尉	越騎校尉	長水校尉	射聲校尉
□祖 任福 楊暨	任福 段昭	薛喬 荀璋	載陵 段默	□質 ※甄暢(景初末) ※甄像(青龍二年)
※曹肇(景初末)	※下林(年代不明)	※甄毅(景初中?)		

※印の者についてそのおよその年代を記した。明帝末期に集中していることが分かる。

った。文帝の遺言に「この三公を聞する者ありても慎んで疑うことなかれ」とある。

一方、明帝の最期、景初二年に次の齊王芳の輔佐をめぐって次のような事件が起こっている。はじめ明帝が輔佐に選んだのは燕王曹宇・夏侯獻・曹爽・曹肇・秦朗の五人であった。この五人について見るに、いずれも曹氏と同郷の血縁關係にある親近者、或いはそれに準ずる者であり、「譙沛集團」に該當する⁽²⁹⁾。しかし側近の中書令監劉放・孫資は宇等に代わり司馬懿を薦めた。病んで意識の薄れる明帝は何度か迷いながらも遂に放・資等に從い、宇・獻・肇・朗は免官された、というものである。この事件より、「譙沛集團」が依然政界の一方に勢力を持っていたことが知れ、又明帝が初め彼らを輔政に當てようとしていたことは明帝と彼ら「譙沛集團」とが再び結び付きを強めてきたらしい事を窺わせる。

右の、明帝の輔佐に陳羣・司馬懿と並んで曹眞が見えるのはそのような流れのなかに位置づけることによってよく理解できる。かつ、文帝の遺言は彼らの間に何らかの對立があつたに違いないことを暗示している。文帝としては先に見たような「乖離」の下、陳羣・司馬懿を牽制すべく宗室の曹眞を輔政に與らせ、彼ら三人を協調させることにより司馬懿等の宗室よりの離反を防ごうとしたのかもしれないがこれは推測の域を出ない。ともかく、文帝の即位によってその地位を低下させた(前掲萬氏書)かに見えた「譙沛集團」がなお勢力を持っていること、そして文帝も末年には再び彼らとの結び付きを強めつつあったらしいことがここから看取されるのであり、それは明帝時代の傾向の先驅けであった。この曹眞の輔政より燕王宇らの輔政に至る、明帝時代の「譙沛集團」と帝との結び付きの強化の流れのなかで、先の散騎・五校尉といった側近を「譙沛集團」で固めようとする動きを理解できる。

これらの動きの意味するものは何か。次の言葉に現れた明帝の施政方針がそれを示す。

帝、(中書監孫)資に詔して曰く、……萬年の後の計を圖るに、親人をして廣く職勢に據らしむに過ぐるは莫し、…

…今射聲校尉缺く、久しく親人を用いんとせば、誰か用うべき者ぞ、と。(魏志卷十四劉放傳注引資別傳)

これは外戚の甄暢が五校尉の一・射聲校尉に選ばれたときの話であり明帝末期の景初年間のことである。

このような明帝の方針は宗室諸王の待遇改善を表明した次の詔にも現れている。

(太和) 六年春二月詔に曰く、古の帝王の諸侯を封建せるは王室に藩屏とする所以なり……大魏創業するや時の宜きに随い未だ定制あらざるは永らく後の法と爲す所以に非ず、其れ諸侯王を改封し皆郡を以て國と爲せ、と。(魏志 明帝紀)

これは、それまで王侯は皆縣に封ぜられていた(魏志卷二十彭城王據傳)のを郡に封ずるようにした、という意味である。何故明帝はこのような「譙沛集團」との結び付きを再び強めなければならなかったのか。それは他ならぬ、司馬懿への警戒のゆえであった。側近の諫臣・高堂隆は晩年(景初年間)次のような上疏をしている。

……臣觀るに、黃初の際、天その戒めを兆せり、異類の鳥、燕巢に育長し口爪胸赤し、これ魏室の大異なり、宜しく鷹揚の臣を蕭牆の内に防ぐべし、諸王を選び國に君とし兵を典らしめ、往き往きて暴時し皇畿を鎮撫し帝室を翼亮せしむべし……(魏志卷二十五高堂隆傳)

又、隆傳に附す棧潛の上疏ではよりはっきり司馬懿に言及する。

……蓋し聖王の世を御するや克く俊德を明らかにし勳を庸いもち親に親しむなり、……親親顯用せらるれば則ち安危に憂いを共にせん、……昔成王幼冲にして未だ政に莅む能はず、周・呂・召・畢並びに左右に在り、今既に衛侯康叔の監なく、陝を分かちて任ずる所(當時司馬懿は都督雍涼諸軍事であった)は又旦・奭には非ず……

先に述べた側近政治も、このような司馬懿への警戒と無縁ではない。後述のように陳羣と司馬懿との間には何等かの関係があったと見られるからである。その陳羣を避ける一方、散騎のような側近を身内で固めようとするのが明帝の取った手段であった。

司馬懿は、いかにしてこれほどに明帝を脅かすに足る地位を獲得したのか。次には彼の擡頭の過程を見る。

四 司馬懿の擡頭

晉王朝の創業の始祖・司馬懿がいかに曹魏王朝の中で擡頭しついに篡奪を行ったのか、その過程については從來あまり明確にはされず、又或いは曹爽政権との確執よりの歸結として説明されることも多かったようである。彼が元より世々二千石の儒學を修めた名家の出であったことは事實であるが、しかし、周一良氏の指摘のように曹操時代には未だ彼の名望は微々たるものであった⁽³⁰⁾。それが文帝の没時には陳羣・曹眞とともに次の明帝の輔政に任ぜられるほどに威望を高めたのである⁽³¹⁾。無論その背景に曾て陳羣等とともに文帝の「四友」であったことによる文帝の信望があったことは確かであろうが、それだけでは何故「四友」の他の二人吳質・朱鑠が輔政に與っていないのかを説明できない。やはり彼の場合も陳羣と同様に、朝臣の間での「望」ある存在であったが故と考えられる。とすればこの文帝時代に彼はいかにしてその名望を高めたのであろうか。

この間の司馬懿の事跡に關して、史料はあまりに簡略である。晉書宣帝紀では僅かに彼の經た官歷を記すのみであり、後の明帝時代のように赫々たる軍功を擧げている譯でもない。即ち、この時期に於ける彼の擡頭の原因を軍功に求めることはできないのである。唯一目を引くのは、彼が陳羣と共にこの時期尙書僕射として尙書のトップにあったという事實である。とすれば、ここに彼の擡頭について考えるための手がかりがあるのではないか。以下これを尙書僕射にあったこと、それが陳羣と共にであったこと、の二點に分けて考えてみたい。

第一の點について。魏志卷十賈詡傳にこうある。

……又以て尙書僕射と爲さんとす、詡曰く、尙書僕射は官の師長にして天下の望む所なり、詡、名素より重からず、人を服する所以には非ざる也、……と、乃ち更めて詡を尙書に拜し、選舉を典らしむ、……

このように、當時既に尙書僕射は「名」の「重」き者の就くべき、「天下の望む所」の「官の師長」であった。それを斷

わった賈詡が更めて尙書（恐らく吏部）を拜していることは、諸曹尙書と尙書僕射とはそれに就くべき者の資格の上で差があった事を示す。司馬懿は黃初二年に尙書より尙書右僕射となつてゐるらしく、⁽³²⁾ 彼の名望が確立され始めたのはこの頃であろう。（尙この時陳羣は左僕射より尙書令に遷つてゐる。）ところで當時の政界が後漢末以來の名族によつて多く占められていたことは既に述べた。故にそのような彼らの中で司馬懿の名望は確立されたのである。又その當時の政界のなかで、陳羣が「清流の雅望」をバックに中心的な位置を占めていたことも先述した。司馬懿が擡頭する背景に、この陳羣との關係が想定されるのである。そこで問題は第二の司馬懿と陳羣との關係に移る。

陳羣と司馬懿との間に直接の關係のあったことを示す記事はないが、彼ら二人はいずれも文帝の太子時代の「四友」であつた。又、羣の子・泰と懿の二子・師・昭とは「親友」であつたといひ（魏志泰傳）、陳羣・司馬懿の間にもある時期に何らかの關係の生じたことが推測される。更に推測を重ねるなら、その時期とは彼らが「文帝四友」であつたときよりこの文帝時代、共に尙書のトップにあつた時期にかけてではないか。この推測を強めるのが先述の鮑勛事件である。司馬懿が陳羣と共に文帝の意向に反して「帝やむを得ず之を用う」とある（鮑勛を宮正に薦め、さらにその鮑勛を文帝に對して擁護した者の多くが後漢末以來の名族であつたという事實は、當時既に彼が陳羣との繋がりを強めつつ、陳羣を中心とする名族勢力の占める政界での名望を高めつつあつたこと、そしてその事が彼と文帝との關係の變化を生ぜしめていたこと——彼らを警戒する文帝との間に溝の生じつつあつたこと——を示唆する。司馬懿が名族勢力の支持を背後に既に魏室より離反する前兆を見せ始めていたものとして、注意されるのである。

以上、かなり推測を交えつつ文帝時代における司馬懿の擡頭の過程を見てみた。結局ここで確認しておきたいのは彼が陳羣を中心とする體制のもとに擡頭したこと、及びその過程において陳羣との何等かの關係が推測されることである。（或いはこういった陳羣との關係を通じて司馬懿は羣を中心とする勢力を自らの側に附け得たのかもしれないが、これはあくまでも推測である。）曾て「四友」の一人であつて、しかもこのようにして朝臣の間での名望を高めつつあり、魏室よりの離反の兆し

を見せ始める司馬懿に對する文帝の立場は微妙なものであった。文帝の最期、彼が陳羣・曹眞とともに明帝の輔政に任ぜられたこと、かつ、文帝の遺詔に「この三公を聞する者ありても慎んで疑うことなかれ」とある背景にそういった文帝の司馬懿に對する信望と警戒とが見て取れることは先にも觸れた。

司馬懿と帝との間のこのような矛盾は次の明帝時代に一層深まった。

(明)帝、社稷を憂え(陳)矯に問うらく、司馬公忠正なり、社稷の臣と謂うべきや、と。矯曰く、朝廷の望なり、社稷は未だ知らず、と。(魏志卷二十二陳矯傳注引世語)

史料の性格上ある程度の誇張のあることは考慮しても、「朝廷の望」にして不臣の色を強める司馬懿の様子がよく窺われる。こういった司馬懿の名望の高まりが一つには彼の明帝時代における赫々たる軍功によることは言を俟たない。しかし一方で、彼はこの間に着々と地盤固めを行っているのである。

第一には、その次子昭(晉文帝)に王元姬を妻せたことが挙げられる。彼女は魏初の三公の一人・王朗の子で著名な經學家、王肅の娘である。これは太和五年頃の事と考えられる。⁽³³⁾なお、王朗には孔融・許靖といった漢末の名士との交流が認められる。(三國志本傳裴注に融の朗へ宛てた書載せ、又肅傳の注には朗の靖へ宛てた書あり。靖と朗との間に親交のあったことは靖傳にもある。なお、融も靖も陳紀・羣父子と交流のあったことは表一参照。)第二に、長子の師(晉景帝)の正妻・夏侯徽の代わりに吳質の娘、續いてそれをも退け羊氏を娶らせた事が挙げられる。夏侯徽は夏侯尚及び曹操の娘德陽郷主を兩親に持ち、「譙沛集團」の一員と認めうる。その彼女を司馬懿は青龍二年に毒殺する。

后(徽)、帝(懿)の魏の純臣に非ざるを知る、而も后は既に魏氏の甥なり、帝深く之を忌む。青龍二年、遂に鳩を以て崩す。(晉書卷三十一夏侯皇后傳)

吳質は司馬懿とは文帝四友の時から friendship があつたらしく、その娘を妻せたのもそのような事情によるのであろう。しかし間もなく彼女も退けられたのは恐らく質が「單家」であり「少きより貴戚の閒を游遊」したために「郷里」より「士

名」を與えられなかったという事實（魏志卷二十一王粲傳附吳質傳注引魏略）と無縁ではなからう。その事を傍證するのは司馬懿の次のような態度である。

晉宣王、（常）林の、郷邑の耆徳なるを以て毎に之が爲に拜す。（魏志卷二十三常林傳）

林は懿と同じ河内温の人。先に懿が文帝に對し辨護した楊俊らとともに「州界の名士」と稱されている。

續いて妻された羊徽瑜は後漢の黨人・羊續の孫であり、母は蔡邕の娘、又「前母」は孔融の娘である（晉書卷三十四羊祜傳・後漢書列傳第二十一羊續傳）。こういった後漢以來の名聲を持つ羊氏との結託が舊友の誼みよりも優先されたのに違いない。（しかも、その名聲が必ずしも當時の官界におけるものでなかったことは、羊氏の父の衡が郡太守に過ぎなかったことから推察される⁽³⁴⁾）

このような司馬懿の兩子の姻戚關係を懿のそれと比べると、懿の場合には河内郡の世々二千石の家に止どまっているのに對し、師・昭の代になるともはや一郡に止どまらず廣く天下の名家との結びつきを指向していることが明らかである。⁽³⁵⁾

司馬懿の名望はまさにこのような全國の名家との結合のなかで高まったのである。そして、それが漢代のように宗室の權威を借りるのではなく、むしろそれとの結び付きを斷ち切る形でなされていることにも注意しなければならない。⁽³⁶⁾

このような司馬懿の動向に對抗すべくなされたのが先述した明帝の「譙沛集團」との結合の再強化であった。こうして、廣く全國の名家の中で名望を高める司馬懿に對して狭い地縁血縁集團の中に閉じこもる明帝は朝臣の支持を失っていくのである。明帝末期に行われた天子七廟の制、封禪の議などはそのような明帝の、魏王室の權威回復のための最後の努力であった。

結 語

以上論じたところは次のようにまとめられる。即ち第一に陳羣の政界での位置と役割について。九品官人法の制定に端

的に現われるように、名族の擡頭が見られたとされる文・明帝時代、文帝の「四友」以来の信望を梃子としつつ、「清流の雅望」を背負った存在として名族の擡頭に於ける主導的役割を擔ったのが彼であった。魏初の「人才主義」もそのような陳羣のあり方と合致するものである。第二に司馬懿の擡頭と陳羣の關係について。即ち司馬懿が文帝時代に名族の占める政界で次第に擡頭してくるに當たって、「清流の雅望」ある陳羣との關係が推測されること。第三にこのような陳羣・司馬懿等と文・明帝との關係の變化について。立太子を巡る、「譙沛集團」に支持された曹植との争い以来名族層との合作を推進した（萬氏）文帝であったが、やがて朝臣の間での名望ある陳羣、及び彼のもとで名望を高めつつある司馬懿は帝をして警戒せしむるようになり、このような溝は次の明帝時代により深まったこと、そのために明帝は再び「譙沛集團」とのつながりを強化し始めたこと。第四に、このように「譙沛集團」との結び付きを強める明帝と對照的に、司馬懿は宗室とのつながりを斷ち切る一方天下の名族との結び付きを強めていくことによりその勢力を擴大していったこと。以上である。

以後に成立する曹爽政權は、その構成について様々な評價があるが、それがどのような性格をもった政權であったにせよ、以上のように見れば魏室からの司馬氏による篡奪への意志とそのための基礎は既に明帝末年の段階で固まっていたと見るべきであろう。（明帝の最期、司馬懿は都督中外諸軍事に任ぜられており、以後曹爽時代を通じてこの官職を握り続けている。そしてこのことが彼のクーデターを成功させた原因である。）

以上述べた所を踏まえて最後に再び曹氏と名族層との關係に言及したい。曹操時代、曹操が名族を一方で抑壓し又一方では彼らとの協調・妥協に努めたこと（そのどちらの面を重視するかで見解は分かれているが）、文帝時代、協調の面が進展したことについては既に諸家によって言及されており（唐長孺・萬繩楠）ここではくり返さない。本稿で述べたところによれば、そこから兩者の乖離が始まる。陳羣を中心とする名族層の中で聲望を高めつつ宗室との關係を斷ち切っていく司馬氏と、それに對し彼らを警戒し血族とのつながりを強める帝との對立は、遂に前者をして篡奪に至らしめた。このように見

たとき、皇帝に對する名族層の自律性がそこに認められる。皇帝と彼らの「家父長的」君臣關係といった概念からは司馬氏の篡奪を説明できないであらう。本稿で扱った、司馬氏の篡奪に向かうこの時期に、私は漢代的な宗室との姻戚關係や創業の功臣の裔たることによる權威附けを必要としない、皇帝の權威とは別個の秩序の形成の萌芽を見出す。王朝の權威を越えて存続するのが六朝の門閥貴族制ならば、その成立の端緒をこの曹魏文・明帝期に認めることができるのではない。そして、その中において、「清流の雅望」ある陳羣の位置づけを私ははっきりさせたかったのである。即ち、具體的には九品官人法の制定、魏律の編纂に携わったのが彼であったが、それらは決して「曹氏の一方的支配權力の強化」といったものではなかった。故に、曹氏の支配が轉覆した後もそれらは以後の貴族制國家を支える原理として發展し機能し續けるのである。言わば彼は貴族制國家の礎を築いた人物であった。その彼のもとに、司馬懿は擡頭し篡奪を行ったのである。それと同時に陳羣がまた「清流の雅望」を擔った、漢末の清流派にも連なる人物であったことは、彼をして清流と魏晉貴族との連續性を體現せしめたと言えよう。言わば彼は漢末の清流派と六朝貴族とをつなぐかけ橋であった。以上の記述で、私は皇帝と名族層との「乖離」を強調し過ぎたかもしれない。むしろ、晉代の歴史家によっては司馬氏による篡奪の汚名を隠すべく魏の皇帝の爲政が悪し様に描かれたのは當然であり、私の以上の記述もそのような史料の表面上のイメージに引かれた所が少なくない。しかし、このような視點によって、軍閥に由來する曹氏の支配が「文人的な士の階層」（川勝氏）「漢以來の中國社會の貴族化という大きな底流」（宮崎氏）によって克服されていく過程として、この時期の政治を捉えうると考える。

註

- (1) 宇都宮清吉「中國古代中世史把握のための一視角」(『中國古代中世史研究』創文社、一九七七年、所收、原載『中國中世史研究』東海大學出版會、一九七〇年)等。
- 川勝義雄「貴族政治の成立」・「貴族制社會の成立」(ともに『六朝貴族制社會の研究』岩波書店、一九八二年、所收)等。

五井直弘「曹操政權の性格について」(『歴史學研究』一九五號、一九五六年)

矢野主税「後漢・曹魏交替史序説」(『門閥社會史』長崎大學史學會、一九五六年、所收)、
「門閥貴族の系譜試論」再説(『門閥社會成立史』國書刊行會、一九七六年、所收)等。

越智重明「曹氏政權と九品官人法」(『魏晉南朝の貴族制』研文出版社、一九八二年、所收)等。

なお、本文で「名族層」の語を使ったが、諸氏の用語はそれぞれ少しずつ異なる。本稿では「清流士大夫」「東漢士大夫階級」「士人」「黨人」「名族」「名士」「汝穎集團」等の語について、いずれもほぼ同一のものを指すという理解の上に立って論述を進め、諸氏の説の引用の他は基本的に「名族」の語で統一する。尚こういった理解に對しては、矢野氏の「清流」・その中核を成す所の「黨人」が政治的勢力であつて社會的勢力たる「名士」とは別の範疇に屬するという見解、及びそれとは全く逆に、「清流」に對し「黨人」は全く新しい存在でありそれを中心として「名士層」が出現したとする近年の渡邊義浩氏の見解(後漢時代の黨錮について)(『史峰』六、一九九一年)があるが、いずれも未だ定説を成すには至っていないようである。又、「名族」の中にも地域差があり一枚岩の集團ではなかつた事も勿論であるが(勝村哲也「後漢における知識人の地方差と自律性」(前掲『中國中世史研究』所收)・胡寶國「漢晉之際の汝穎名士」(『歷史研究』一九九一年第五期)参照)、本稿では論の錯綜を避

けるためこういった面は捨象する。

(2) 葭森健介「魏晉革命前夜の政界―曹爽政權と州大中正設置問題―」(『史學雜誌』九五―一、一九八六年)

伊藤敏雄「正始の政變をめぐる―曹爽政權の人的構成を中心に―」(野口鐵郎編、『中國史における亂の構圖―筑波大學創立十周年記念東洋史論集―』雄山閣出版、一九八六年、所收)。

(3) 楊耀坤「有關司馬懿政變的幾箇問題」(『四川大學學報』一九八五年第三期)。

(4) 萬繩楠「魏晉南北朝史論稿」(安徽教育出版社、一九八三年)第五章。

(5) 狩野直禎「陳羣傳試論」(『東洋史研究』二五―四、一九六七年)。

(6) 「聲教」の語は尙書・禹貢より出るが、この武陔の言葉と李膺についての次の表現との類似に注意したい。

李元禮、風格秀整、高自標持、欲以天下名教是非爲己任、……(世說新語德行篇)

余英時氏によれば、このような評語の一致は、そういったあり方が「本より當時の士大夫領袖の同じくする所」であつたことによる。同氏「中國知識階層史論(古代篇)」(聯經出版、一九八〇年)二一五頁。

(7) 「文帝四友」を含め明らかに文帝を支持したと見られる者十一名のうち、桓階・陳羣・邢顒・司馬懿・衛臻の五名が文帝即位後尙書に就いている。他は、賈詡が太尉、辛毗が侍中、朱鑠が中領軍、吳質が北中郎將。崔琰・毛玠は死去。

- (8) 野田俊昭「東晉南朝における天子の支配権力と尙書省」
 『九州大學東洋史論集』五、一九七七年、宮崎市定「九品官人法の研究——科擧前史——」(同朋舎、一九五六年)二章三節、参照。

- (9) 堀敏一「九品中正制度の成立をめぐる——魏晉の貴族制社會にかんする一考察——」(『東洋文化研究所紀要』四五、一九六八年)参照。なお、堀氏はこの時期を古代再編期と捉えているのであり、中央政府への集權化に伴ってこのような「上流士人」「上流豪族」「士大夫層」の輿論の中央への吸収がなされた、という文脈の上での論である。この点において谷川氏ら六朝「中世論者」と根本的に異なる。谷川道雄「中國史の時代區分問題をめぐって——現時點からの省察——」(『史林』六一六、一九八五年)参照。

- (10) 岡崎文夫「九品中正考」(『南北朝における社會經濟制度』弘文堂、一九三五年、所收)、宮川尙志「中正制度の研究」(『六朝史研究 政治・社會篇』日本學術振興會、一九五六
 年、所收)参照。

- (11) 神矢法子「魏前期の人才主義」(『九州大學東洋史論集』三、一九七四年)参照。

- (12) 彼のこのような言葉が残っている。

吏部尙書陳羣以えらく天朝の選用人才を盡くさずと、乃ち九品官人之法を立て、……(通典卷十四選舉二)

この、「陳羣以えらく天朝の選用人才を盡くさず」という部分は岡崎氏・堀氏の指摘するように別の書物からの引用らしい。隋書經籍志に魏名臣奏事四十卷、舊唐書經籍志に陳羣

集三卷あり、或いはこのような本から採録された陳羣の上疏文の節略である可能性もある。

- (13) 陳寅恪「書世說新語文學類鍾會撰四本論始畢條後」(『中山大學學報』一九五六年第三期)、唐長孺「九品中正制度試釋」・「魏晉才性論的政治意義」(ともに『魏晉南北朝史論叢』三聯書店、一九五五年、所收)。

- (14) 越智氏前掲論文、及び「陳羣・司馬懿と鄉論」(『魏晉南朝の人と社會』研文出版、一九八五年、第一章)、神矢氏前掲論文、中村圭爾「初期九品官制における人事について」(川勝義雄・磯波護編、『中國貴族制社會の研究』同朋舎、一九八七年、所收)等参照。

- (15) 參考までにそれらを挙げておく。

庚申令曰、議者或以軍吏雖有功能、德行不足堪任郡國之選、……未聞無能之人、不關之士、並受祿賞、而可以立功與國者也、故明君不官無功之臣、不賞不戰之士、治平尙德行、有事賞功能、……(魏志武帝紀建安八年條所引魏書)

(建安)十五年春、下令曰、……今天下尙未定、此特求賢之急時也、……若必廉士而後可用、則齊桓其何以霸世。……二三子其佐我明揚仄陋、唯才是舉、吾得而用之。(魏志武帝紀)

乙未令曰、夫有行之士未必能進取、進取之士未必能有行也、……由此言之、士有偏短、庸可廢乎、有司明思此義、則士無遺滯、官無廢棄矣。(魏志武帝紀建安十九年條)令曰、……今天下得無有至德之人放在民間、及果勇不顧

- (16) 臨敵力戰、若文俗之吏、高才異質、或堪爲將守、負汚辱之名、見笑之行、或不仁不孝而有治國用兵之術。其各舉所知、勿有所遺。(魏志武帝紀建安二三年條注引魏書)
- (17) 崔琰・荀彧のこういった點については萬氏前掲書二章一節に指摘されている。

- (18) 唐長孺前掲「九品中正制度試釋」、岡崎文夫『魏晉南北朝通史』外篇第一章第七節。

- (19) 晉書刑法志。なお、この魏律の編纂が後の律令體制成立に向けての重要な劃期であったことについては堀敏一「晉泰始律令の成立」(『東洋文化』六〇、一九八〇年)参照。

- (20) 魏志卷十一王脩傳。孔融が北海相であったとき脩を辟召・察舉しており、脩は孝廉を郗原に讓ったが融は聽さなかったという。脩は年二十にして南陽に游學しており、この頃陳留の高柔との接觸があったのであろう。

- (21) 盧植と彼をめぐる人物については池田秀三「盧植とその『禮記解詁』」上(『京都大學文學部研究紀要』二九、一九九〇年)参照。

- (22) 「桓靈之際、閹寺專命於上、布衣橫議於下、由是戶異議、人殊論、論無常儉、事無定價、長愛惡、與朋黨。」(意林卷五・魏文帝典論)。

- (23) 晉書宣帝紀。因にこのような楊俊のあり方が曹操時代に殺された孔融・崔琰・荀彧等に通ずる事に注意したい。彼らこそは、「清議」の擔い手であった。唐氏前掲「九品中正制度試釋」参照。

- (24) 岡崎氏、前掲『魏晉南北朝通史』内篇一章八節。

- (25) 野田氏註(8)所掲論文、山本隆義「中國政治制度の研究―内閣制度の起原と發展―」(同朋舎、一九六八年)三章參照。

- (26) 上田早苗「貴族的官制の成立―清官の由來とその性格―」(前掲『中國中世史研究』所收)参照。

- (27) 祝祿斌「兩漢魏晉南北朝宰相制度研究」(中國社會科學出版社、一九九〇年)第八章第三節參照。

- (28) 何茲全「魏晉的中軍」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』十六本、一九四八年)。

- (29) のち、司馬師が實權を握った時代に、師が高貴郷公の衛兵を弱體化させるため五校尉の兵を缺けても補わなかったという話(「三方之守、一朝闕廢、多選精兵、以自營衛、五營領兵、闕而不補」魏志卷二八毋丘儉傳注引儉表)からは五校尉がなお衛兵としての機能を持っていたことが窺われる。

- (30) 曹宇は曹操の子で明帝のおじに當る。夏侯獻は何者が不明だが曹氏と同郷で姻戚の夏侯氏とみて誤り無かる。曹爽は操の族子・眞の子。曹肇は曹操の族子・休の子であり、秦朗は曹操の夫人となった杜氏の子である。

- (31) 周一良「曹氏司馬氏之鬭爭」(『魏晉南北朝史札記』中華書局、一九八一年所載)。

- (32) 岡崎氏、前掲『魏晉南北朝通史』内編一章九節參照。
- (33) 晉書宣帝紀では、魏の受禪後尙書を経て一旦督軍御史中丞となつてゐるが、魏志文帝紀注引獻帝傳によれば既に受禪前に督軍御史中丞であつた。恐らく督軍御史中丞より受禪後に尙書に遷つたものと思われる。

(33) 晉書王后傳によれば王朗が太和二年に没したとき彼女は十

二歳であり、「既葬(十五歳)、歸于文帝」とある。

(34) 羊氏が司馬師に嫁いだのが何時頃かは分らない。しかし夏侯氏の崩じた青龍二年、羊氏は二十一歳であり、これからそう隔たらない時期であろう。

(35) 懿の正妻・張氏の父の張汪、母の山氏(山濤の従祖姑)はともに河内の人。晉書張皇后傳。又、王氏は東海、羊氏は泰山郡。なお、以上の司馬氏の姻戚關係については矢野主税「魏晉社會と入流」(『長大史學』第十一輯、一九六七年)に

詳しい。

(36) 逆に言えば、彼はその以前にあつては宗室との結びつきを利用してその地位の確立を圖ったとも考えられる。彼の擡頭の上で一つの重要な要因ではあろう。しかし、夏侯徽が師に嫁いだのは早くても彼女が十五歳の黄初六年頃のはずであり(儀禮・士昏禮、「女子許嫁、笄而醴之稱字」)、この時點では既に先述のように司馬懿の位望は確立されていたと考えられる。よって、これを以て専ら彼の擡頭の原因とすることもできない。

ed. While this expedition may seem hasty and extremely ill-organized, for the following two reasons, one may argue that the reason why the emperor was able to advance so quickly was due to adequate preparation. First, in addition to the capital rotational troops (banjunfanshangjun 班軍番上軍) which should have comprised the capital garrison 京營, the core of the imperial expeditionary force, there were also troops from other garrison units 衛所, unrelated to the capital garrison, included among the expeditionary force. Secondly, at the same time that the order to advance was given on 12 July, the equipment for the expeditionary force, arms for 800,000 troops, and provisions for a month were made ready. The requisition of garrison officers and soldiers and the procurement of materials could not have been accomplished in a matter of days; a period of preparation was necessary. The most important reason for this preparation seems to be that Wang Zhen 王振 wished for fame rivaling that of Zheng He 鄭和 and Yishiha 亦失哈, and that YingZong wished to match the achievements of the Yongle 永樂 emperor and his exploits against the Mongols.

**POLITICS DURING THE REIGNS OF THE
EMPERORS WENDI 文帝 AND MINGDI 明帝 OF
CAO-WEI 曹魏 DYNASTY AND TRENDS AMONG
THE GENTRY**

—An Examination of Chen Qun 陳羣 and Sima Yi 司馬懿—

SATO Tatsuro

The Cao-Wei dynasty is recognized as an epochal period in the Chinese history, and the period has often been considered in such a light by scholars. While many studies have concentrated upon either the earlier or the later reigns of the dynasty, little attention has been given to the middle period—the reigns of Wendi and Mingdi. In this paper, I throw light on the political history of this period in an attempt to remedy this lack in previous studies.

The central figure in the political arena during this period was Chen Qun, known for proposing the *jiupin guanren fa* 九品官人法. A number of different views exist regarding Chen's relation with the Cao family 曹氏. In this paper, I refute the view which regards Chen as a loyal supporter of the Cao family's rule. I show that first, he was descended from the 'qing-liu 清流' gentry, and second, that his political vision did not necessarily agree with that of Wendi or Mingdi. Because of his views, friction soon developed between him and Wendi. This friction, first visible in events surrounding the trial of Bao Xun 鮑勛, grew more obvious during the reign of Mingdi.

Sima Yi, who later carried out a coup d'état and actually usurped the throne, had some relation with Chen Qun, and rose in the political world with him. Breaking with the Cao family, Sima formed connections with distinguished families and developed into an even greater threat to Mingdi than Chen Qun.

In the politics of this period, I detect the beginnings of the aristocratic regime of the Six Dynasties period.

**CIVIL ADMINISTRATION AND SOCIETY IN
FENGtian 奉天 UNDER THE ZHANG ZUOLIN
張作霖 REGIME—A look at Wang Yongjiang 王永江—**

SHIBUTANI Yuri

This paper aims to explain the logic and actual conditions of the rule over regional society, and regional society's wishes for and participation in politics in Fengtian under the regime of Zhang Zuolin (1916–28). Specifically, it considers the civil administration and finances of Fengtian, during the Baojing Anmin 保境安民 period (1922–24), with special attention given to Wang Yongjiang, a central figure from the last years of the Qing to the rebellion of Guo Songling 郭松齡.

Wang aimed for the stabilization and the independence of the administration and finances of Fengtian, being problems since the last years of the